

第2期奈良県国民健康保険運営方針の概要(案)

第1 策定の趣旨

【国保の県単位化と県内保険料水準の統一化】

- ・国保の県単位化の深化を図り、被保険者の負担の公平化を実現するため、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる県内保険料水準の統一化を推進
- ・本県独自の先駆的な取組（保険料方針の策定、国保事務支援センターの設置など）を市町村等とともに進め、県内保険料水準の統一化は完成段階に到達

【奈良県が目指す国保運営の姿】

受益（医療）と負担（保険料）の量的・質的均衡と県民負担の増加抑制の最大化

- ・新たな仕組み（県内統一保険料水準の抑制措置、被保険者の実態に即した市町村納付金の補正措置）の導入による財政運営の持続的安定化
- ・保険料（税）徴収、保険給付、医療費に係る適正化の更なる向上を図る事業運営の広域化・効率化

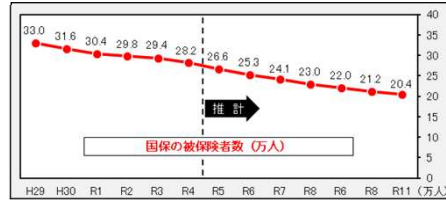
第2 基本的事項

【策定の目的】

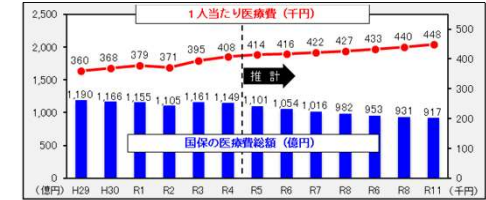
- ・本運営方針は、県が市町村とともに国保の安定的な財政運営並びに県内市町村の国保事業の広域的で効率的な運営について、**県と市町村が共通認識の下で一体となって推進するために策定**するもの。（国保法第82条の2）（令和6年4月1日から令和12年3月31日までを適用期間とし、3年ごとに必要な見直しを行う。）

第3 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

【被保険者数の推移と将来の見通し】



【国保医療費の推移と将来の見通し】



【法定外の一般会計繰入及び繰上充用の状況】

| | 平成29年度 | 令和4年度 | 解消額等 |
|---------------------|--------------|-------------|----------------|
| 決算補填(累積赤字補填)目的法定外繰入 | 235百万円(3市町村) | 15百万円(1市町村) | ▲220百万円(▲2市町村) |
| 繰上充用(県単位化前の累積赤字額) | 808百万円(4市町村) | 65百万円(3市町村) | ▲743百万円(▲1市町村) |

【赤字解消・削減の取組】

- ・令和6年度以降に赤字が生じた場合は、その原因である後年度に先送りされた保険料（税）の収納をもって、赤字解消・削減
- ・県単位化前に生じ、令和6年度当初において解消されていない赤字がある場合は、早期に解消

国保の財政運営の安定化と事業運営の広域化・効率化のための取組

第4 標準的な保険料（税）の算定方法

【基本的な考え方】

- ・被保険者の負担の公平化を図るため、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる**県内保険料水準の統一化を前提とした県内統一基準による算定方法**を規定

【標準的な保険料（税）の算定方法】

| | |
|---------|---|
| 賦課方式 | 医療分と後期高齢者支援金分は、所得割・均等割・平等割の3方式（介護納付金分は所得割・均等割の2方式） |
| 応割割・応益割 | 医療分と後期高齢者支援金分は、所得割：均等割：平等割＝50：35：15（介護納付金分は、所得割：均等割＝50：50） |
| 賦課限度額 | 市町村標準保険料率の算定・通知を行う日において施行されている政令で定める額 |
| 標準的な収納率 | 基準とする収納率の算定方法により算定した収納率の3年間（R2～4）の平均値を基準に、市と町村の2区分で設定 基準とする収納率＝ $\frac{\text{（現年分の収納額）}+\text{（滞納繰越分の収納額）}+\text{（保険料の法定軽減分にかかる繰入基準額）}}{\text{（現年分の調定額）}+\text{（保険料の法定軽減分にかかる繰入基準額）}}$ |
| 医療費水準 | 県内保険料水準を統一化するため、市町村ごとの被保険者の医療費水準は反映しない（ $\alpha=0$ ） |

【県内統一保険料水準の抑制措置の実施】

- ・**県内統一保険料（税）への改定を行う市町村に対して、医療費の上昇等に伴い生じる保険料（税）負担の増加を抑制**するための措置を実施
- ・納付金の徴収について、**各市町村の被保険者の実態に即した納付金額となるよう保険料（税）の調定額等に基づく補正**を実施

【県内統一保険料（税）の改定】

- ・国保法82条の3第1項の規定により算定した市町村標準保険料率を参考に、奈良県国民健康保険市町村連携会議において毎年度の県内統一保険料（税）を提示し、改定に向けた手続を実施

第5 保険料（税）の徴収の適正な実施

【取組の方向性】

- ・各市町村が収納率の向上を図るための目標を定めるとともに、保険料（税）の徴収事務の適正な実施による県内統一保険料水準の抑制に向けて収納率の市町村格差の是正を図るため、収納対策を充実・強化

【収納率目標の設定】

- ・収納率目標は、**標準的な収納率の県内統一化を視野に入れ、全市町村で達成すべき共通の収納率目標**を設定（令和2年度から令和4年度までの県全体の収納率の平均値に1ポイントを加えた率）

| | |
|----------------|----------|
| 収納率目標 (現年分) | 全市町村 96% |
|----------------|----------|

【収納率向上に向けた取組】

- ・国保事務支援センターにおける共同実施等（収納コールセンターの設置・運営、市町村ごとの地域特性等に即した収納対策支援等）
- ・奈良県市町村国民健康保険収納対策マニュアル（令和2年3月策定）に沿った収納対策の実施

第6 保険給付の適正な実施

【取組の方向性】

- ・保険給付の実務が法令に基づく統一的なルールに従って確実に行われ、必要な保険給付が着実になされるよう、県、市町村及び国保連合会が連携して保険給付の適正化の取組を推進

【主な取組】

- ①レセプト及び療養費に係る二次点検、②第三者行為求償、③不正請求に係る返還請求 など

第7 医療費の適正化に関する取組

【取組の方向性】

- ・被保険者の負担軽減と健康の保持増進、国保の安定的な財政運営を図るため、**市町村のデータヘルス計画や第4期奈良県医療費適正化計画に基づく医療費適正化の取組を推進**

【主な取組】

- ①特定健康診査・特定保健指導の実施率向上、②生活習慣病予防対策、③糖尿病性腎症重症化予防対策、④後発医薬品の使用促進、⑤医薬品の適正使用促進（重複・多剤投与、残薬対策）、⑥レセプトデータやKDBを活用した医療費分析と分析結果の具体的活用 など

第8 事務の広域的及び効率的な運営の推進

【国保事務支援センターによる事務の共同化等の推進】

- ・市町村事務の効率化・コスト削減、標準化等につなげるとともに、県域で実施することにより効果的・効率的となる医療費適正化の取組等を推進する組織体制として国保連合会内に「国保事務支援センター」を設置（H30）

【事務の共同化等の主な取組】

- ①収納対策に係る共同実施（支援センター実施）、②保険給付の適正化に係る共同実施（国保連合会実施）、③医療費適正化に係る共同実施（支援センター実施）、④広報に係る共同実施（支援センター実施）

【事務の標準化等の主な取組】

- ①給付水準の統一化（出産育児一時金及び葬祭費）、②保険料（税）及び一部負担金の減免等基準の統一化、③地方公共団体情報システムの標準化、④マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る事務の標準化 など

第9 医療・介護分野一体の取組

【取組の理念と考え方】

- ・県民の受益である地域医療の提供水準と県民負担の双方を俯瞰して県が中心となってその量的・質的均衡を図る取組を、医療・介護分野一体で推進

第10 関係団体との連携

【奈良県国民健康保険市町村連携会議の設置】

- ・本運営方針に掲げる施策等が円滑に実施できるよう、県、市町村、国保連合会の連携により取組を推進